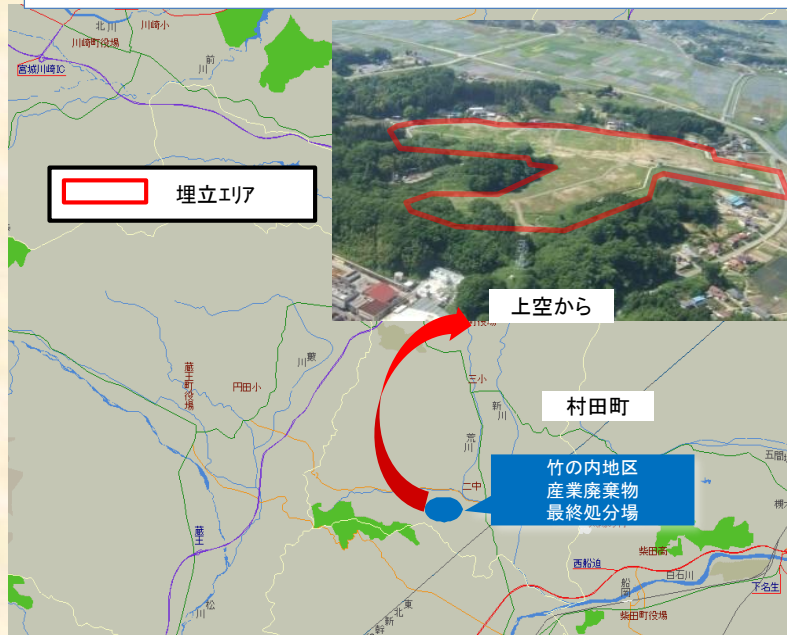


1 竹の内産廃処分場の概要

- ①所在地：村田町大字沼辺字竹の内前13番地 他
- ②種類：安定型産業廃棄物最終処分場
- ③設置届出：平成2年8月6日
- ④処理能力（最終）：埋立面積 6.74ha、埋立容量 35万4千m³
- ⑤推定埋立量：埋立面積 8.76ha、埋立容量 102万8千m³
- ⑥埋立終了届出：平成13年5月23日



A 処理基準に違反した埋立処分

- 許可容量・区域を超えた埋立
- 許可外の廃棄物の埋立

B 生活環境保全上の支障

- 硫化水素等の有害ガス及びその悪臭による日常生活への影響
- 有害物質の拡散による地下水汚染(耕作地への影響)のおそれ

C 事業者等へ措置命令

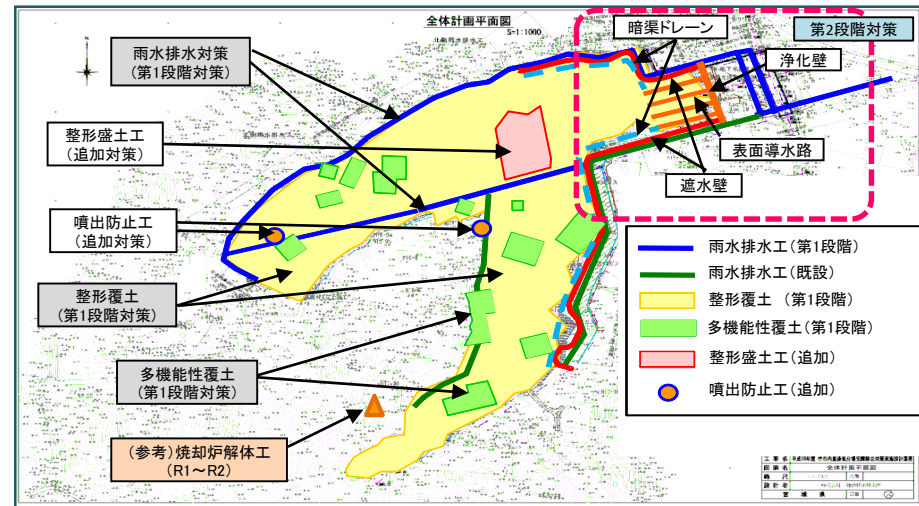
- 生活環境保全上の支障除去のため措置命令を発出
(平成14年度以降15回発出)

D 県が行政代執行へ

- 措置命令が履行されたのは最初の1回のみで、2回目以降は県が行政代執行

2 支障除去対策の実施

「B 生活環境保全上の支障」を除去するため、平成19年度以降、県は以下の支障除去対策を講じてきた。



(注) 第2段階対策については、環境モニタリングの結果、場内保有水の汚染物質の濃度が上昇し、場外周辺地下水の汚染物質の濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合に講じることとしている。現時点では、汚染物質の濃度が継続的に上昇するといった状況にはなっていないため、第2段階対策を講じる必要性はないと判断している。

(注) 隣接地に残置されていた焼却施設は老朽化に伴う多数の穿孔が見られ、内部のばいじん等が飛散・流出するおそれがあると認められたことから、その防止に係る措置命令を発出したが、被命令者が着手しなかったため、令和元年度から2年度にかけて、県が行政代執行により支障除去対策とは別に解体工事を実施した。

3 処分場の現状

(1) 環境モニタリングの実施

令和6年度上半期のモニタリングの結果、10項目中6項目で廃棄物処理法に定められる安定型最終処分場の廃止基準を満たしている状況であり、一部基準を満たしていない項目があるものの、有識者で構成する「竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会」から、「周辺生活環境への影響は概ねない」との答申を得ている。

(2) 維持管理の実施

定期的な処分場内の設備、観測井戸等の点検や除草、側溝清掃等を実施し、適切な管理に努めている。

4 主な環境モニタリングの結果

※赤字は廃止基準または環境基準超過項目

調査名	調査項目	これまでの最大値・最大年度		令和6年度上半期の測定値	廃止基準・環境基準	基準超過地点数 ／調査地点数
浸透水	鉛	0.060 mg/L	H25	0.002未満～0.005 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0/11
	砒素	0.069 mg/L	H26	0.001未満～0.009 (mg/L)	0.01 mg/L以下	0/11
	BOD	160 mg/L	H16	3.9～28 (mg/L)	20 mg/L以下	4/11
	1,4-ジオキサン	0.31 mg/L	H24	0.005未満～0.037 (mg/L)	0.05 mg/L以下	0/11
	ほう素	31 mg/L	H25	0.03～3.3 (mg/L)	1 mg/L以下	4/11
	ふっ素	5.6 mg/L	H16	0.10～2.1 (mg/L)	0.8 mg/L以下	7/11
	ダイオキシン類	110 pg-TEQ/L	H22	0.025～3.3 (pg-TEQ/L)	1 pg-TEQ/L以下	1/11
地中温度	周辺との温度差	22.3 °C	H21	1.6～7.9 (°C)	20 °C未満	0/10
発生ガス	硫化水素	1200 ppm	H18	0.1未満～85 (ppm)	-	17
	発生ガス量	8.4 L/min	H22	0.01未満～0.54 (L/min)	-	17

○BODが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふっ素、ダイオキシン類が環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる。

○今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要である。

(第40回竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会資料より抜粋)